

信貴芳則市長の政治資金をめぐる問題の調査に関する決議

1. 調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1) 信貴芳則市長の政治資金に関する事項

2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条及び委員会条例第 6 条の規定により委員 10 人からなる信貴芳則市長の政治資金をめぐる問題の調査特別委員会を設置してこれに付託するものとする。

3. 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項(及び同法第 98 条第 1 項)の権限を上記特別委員会に委任する。

4. 調査期限

上記特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまでとするが、議員の任期満了までとし、閉会中もなお調査を行うことができる。

5. 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、500,000 円以内とする。

平成 29 年 12 月 26 日

岸和田市議会